

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 19 年 10 月 11 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

社団法人大阪市人権協会（以下「協会」という。）には、塩楽荘の指定管理者制度での運営に関し違法がある。平成 18 年度の決算では、例えば、管理消耗品費で総勘定元帳の勘定科目と収支計算書との金額に誤差及び虚偽があり、福利厚生費でも、17 年度迄計上されていない互助会旅行費用会社負担金等の経費が計上されている。そして、ゴミ処理費等は、法人であれば通常月極で契約するのが常識である。さらに、消費税にも算出額に整合性がなく、その他特に、消耗品費で現金払いが多く信憑性がない。アルバイト賃金も未払金を計上しているが、公的な施設で賃金未払いが生じることはおよそ有り得ないので、これも虚偽である。

また、経費として計上されているが認められないものがある。指定管理者賠償保険金は当然法人が支払うべきものであり、指定管理者制度になって、手数料の項目で行政目的外使用料を計上しているが、算出根拠が不明である。あいも変わらず不明朗な支出が上記だけでも判る。これらは一例に過ぎず、18 年度決算で判っているだけでも 40,741,817 円（明細添付）もある。

以上のとおり、指定管理者制度の下でも、協会は過大な経費を計上し、その分を違

法に取得しており、又、大阪市もそれを知りながら違法に公金を支出し続け協会の違法な収益を返還させる為に必要な措置を講ずることをことさらに怠っている。

よって、大阪市監査委員が、市長に対して、塩楽荘の指定管理者制度による適切な管理及び違法な収益の協会からの返還に必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求は、平成 18 年度に塩楽荘側が不正経理等を行っているにもかかわらず、本市職員等が塩楽荘側に対する返還請求を違法不当に怠っているとして「財産（債権）管理を怠る事実」を請求の対象とするものと解されるが、請求人は、専ら、塩楽荘側による不正経理等を主張するものの、本来、具体的な理由をもって摘示主張すべき本市職員等の「財産（債権）管理を怠る事実」についての固有の違法不当性については、単に「大阪市もそれを知りながら違法に公金を支出し続け人権協会の違法な収益を返還させる為に必要な措置を講ずることをことさらに怠っている」と抽象的に主張するのみで違法不当性の具現化に欠けるだけでなく、それらに関する事実証明書の添付等もない。

すなわち、請求人は、塩楽荘側の不正経理等を種々主張してはいるものの、当然のことながら、塩楽荘側に係る違法性と本市職員等に係る違法不当性とは別個のもので、請求人の主張は、請求対象の特定（返還請求を怠っているとされる財産（債権）の特定）に必要なものであっても、それらをもって本市職員等の「財産（債権）管理を怠る事実」についての固有の違法不当性が具体的な理由をもって摘示されているものと解することはできない。請求人は請求対象の特定の問題と違法不当性の摘示の問題とを混同していると言わざるを得ない。

加えて、そもそも塩楽荘側の不正経理等についての請求人の主張内容自体も、収支計算書と総勘定元帳の記載に基づき、例えば、費目仕訳の考え方が自己と異なることのみをもって不正と判断したり、特段の根拠も示さず「常識・常識外」を違法の判断基準としたり、また、「現金払いが多く信憑性無し。」「虚偽」と一様に断定したりするなど、請求人が、現行の塩楽荘の運営自体に不満をもち、全般にわたって、推測、

独自の見解・解釈・判断基準等によって主張しているに過ぎないと言わざるを得ない。

そうすると、本件請求は、返還請求を怠っているとされる財産（債権）の特定としても個別、具体的な摘示を欠くものと言うべきであり、また、請求の目的面においても、住民監査請求の趣旨である本市職員等の財務会計上の怠る事実の違法不当性を監査によって明らかにしようとするものと解することはできない。

いずれにしても、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。